

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

## 証 拠 説 明 書 ( 2 2 )

令和3年7月6日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 浅 岡 美 恵

同 和 田 重 太

同 金 崎 正 行

同 杉 田 峻 介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜 多 啓 公

同 與 語 信 也

同 青 木 良 和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証】

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲A55	KOBELCO グループ 中期経営計画(2021 ～2023年度) ～「安定収益基盤の 確立」と「カーボン ニュートラル」への 挑戦～	2021年5 月11日	神戸製鋼 所	神戸製鋼所が発表したグループ 全体の中期経営計画において、 ①電力事業に関してCCSの記 載がないこと、②そのほか二酸 化炭素排出削減の方策が記載さ れていること	
甲A56	KOBELCO グループ 中期経営計画(2021 ～2023年度)資料	2021年5 月11日	神戸製鋼 所	中期経営計画の資料で、カーボ ンニュートラルへの挑戦という 項目において、①熱供給・水素 供給や②バイオマス混焼、専焼、 ③ゼロエミアンモニア技術確 立・商用化が挙げられているこ と	
甲A57	関西電力グループ 中期経営計画(2021 - 2025)	2021年3 月26日	関西電力	関西電力が発表したグループ全 体の中期経営計画において、 2050年カーボンニュートラル宣 言に言及し、脱炭素化の潮流が 加速すると指摘し、エネルギー 事業の取り組みとして、電源の ゼロカーボン化に取り組むとさ れていること	
甲A58	2050年カーボンニ ュートラルの実現 に向けた検討	2021年5 月13日	資源エネ ルギー庁	水素・アンモニア発電に関して、 供給側として、製造、輸送、供 給コストの課題があると指摘さ れていること	
甲A59	「環境共同権－環 境権の一形態－」	2006年3 月1日	中山充	環境の悪化による権利侵害に関 し、これによって被害を受ける 個々人の人格的利益の総量・総 和を踏まえてこれをとらえるべ きこと等	

【甲B号証】

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 B23	論文「微小粒子状物質の健康リスクに関する近年の知見と国際的な動向」(室内環境 2020 年 8 月第 23 巻第 2 号に収録)	写し	令和 2 (2020) 年 8 月 1 日	東賢一	世界保健機関(WHO)が 2005 年に年平均値 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の空気質ガイドラインを公表して以降、PM2.5 がヒトの健康に及ぼす影響は、このレベルよりも低濃度でも生じることが近年の疫学研究で明らかとなっており、その量反応関係は、線形で閾値がみあたらないと考えられていること
甲 B24	PM2.5 に関する先行的な環境アセスメントのための手法と課題	写し	2012 年 3 月	環境省	2012 年当時から環境省が実施可能な PM2.5 の予測・評価手法を公表していたこと
甲 B25	宮城県環境影響評価マニュアル(火力発電所設置事業) 追補版(抜粋)	写し	2018 年 (平成 30) 年 3 月	宮城県	宮城県が作成した環境影響評価マニュアルでは、PM2.5 の「排出量の推計方法、濃度予測の手法については、『PM2.5 に関する先行的なアセスメントのための手法と課題』(平成 24 年 3 月、環境省)を参考とする」とされていること
甲 B26	大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価補正評価書(抜粋)	写し	平成 27 年 7 月	大月バイオマス発電株式会社	大月バイオマス発電事業に係る環境影響評価手続では、PM2.5 の予測・評価が行われていること
甲 B27	穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価書(抜粋)	写し	平成 30 年 2 月	穂高広域施設組合	穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価手続では、PM2.5 の予測・評価が行われていること
甲 B28 の 1	環境省大臣官房環境影響評価課のホームページを印刷した書面(「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討会(平成 30 年 6 月)」と題するページ)	写し	平成 30 年(閲覧 日 令和 3 年 7 月 2 日)	環境省	環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会(平成 30 年 6 月～)(以下、「委員会」という)の委員、議事録等

甲 B28 の 2	環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会委員名簿	写し	平成 30 年	環境省	委員会の委員には PM2.5 に係る専門家が選出されておらず、PM2.5 の専門家による議論がなされていないこと
甲 B29	神戸の石炭火力発電を考える会のホームページを印刷した書面（「【抗議声明】大気汚染の大幅な悪化を容認する、神戸製鋼との環境保全協定の改定は容認できない」と題するページ）	写し	2018 年 9 月 4 日（閲覧日令和 3 年 7 月 2 日）	神戸の石炭火力発電を考える会	神戸市と被告神戸製鋼との間で改訂された環境保全協定は、現状から大気汚染物質（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）の排出の増加を認めるものとなっていること

【甲 C 号証】

号証	証拠の標目 作成日 作成者 (いずれも写し)	立 証 趣 旨
甲 C ア-9	IPCC「1.5℃特別報告書の概要」 2018 年 環境省	<p>IPCC第5次評価報告書では、気温上昇の量はCO2の累積排出量によってほぼ決定され、地球温暖化を安定させるためには人為的発生源からのCO2累積排出量を正味のCO2排出をゼロの状態とする必要があることが示されていたこと。</p> <p>人為起源の地球温暖化は10年で約0.2℃進んでいる1.5℃の地球温暖化のリスクは現在より高く2℃より低い、そのリスクは高まっていること。</p> <p>地球温暖化を抑えるには工業化以前からの世界全体の人為起源のCO2の累積排出量を一定の総カーボンバジェットの範囲内に留めることが必要であり、66%の確度で1.5℃の上昇に止めるための残余のカーボンバジェットは世界で420GTであること。</p> <p>1.5℃の上昇に止める経路においては、世界全体の人為起源のCO2の正味排出量が、2030年までに、2010年水準から約45%減少し、2050年前後に正味ゼロに達することが必要であること。</p>

<p>甲 C ウー 5 8</p>	<p>火災保険参考 純率改訂のご 案内 2021年6月16 日 損害保険料率 算出機構</p>	<p>2018年には7月の豪雨、台風21号、同24号による被害だけでも保険金支払い額が約1兆3600億円に及び、その後も大規模被害が続いており、自然災害リスクが一層高まっているとして、火災保険（住宅総合保険）の保険料の参考純率を平均10.9%引き上げの改定がされたこと。</p>
<p>甲 C エー 6</p>	<p>G 7カービス ペイ首脳コミ ュニケ（和訳） 2021年6月13 日 外務省</p>	<p>日本を含むG 7の国は、2021年の英国でのG 7サミットにおいて、2030年代の電力システムの最大限の脱炭素化を達成すること、それを更に加速させる行動にコミットすること。国際エネルギー機関（IEA）の明確なロードマップに留意してネット・ゼロへの移行を主導すること。石炭火力発電が温室効果ガス排出の唯一最大の原因であることを認識し、強化された「国が決定する貢献（NDCs）」に沿って、国内的に、国の2030年NDCs及びネット・ゼロ・コミットメントと整合的な形で、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を更に加速させることなどに最大限にコミットしたこと。</p>
<p>甲 C クー 3 の 1</p>	<p>ドイツ連邦憲 法裁判所 2021 年 3 月 24 日判 決プレスリリ ース 2021年4月29 日 ドイツ憲法裁 判所</p>	<p>2021年3月24日に出された憲法裁判所の判決で、ドイツ連邦気候保護法の2031年以降の削減目標について議会に2022年末までに強化を命じた判決。 非常に多くの人々が関係しているという理由で、異議申立ての適格性がないとはいえない（申立人を公衆一般から区別しうるような特別の関係性は必要ない）として異議申立適格を認め、現行気候保護法は、2030年までに過大な温室効果ガスの排出を許しているために、2030年以降、過酷な排出削減措置をとらざるをえず、それに伴い、申立人らの自由権が厳しく制約されることになりかねないとして、若年の原告らの基本権侵害を認め、2031年から温室効果ガス排出実質ゼロまでの削減の道筋を、市民の自由にできる限り配慮しつつ、2022年末までに法律において規定することを義務づけた判決。</p>
<p>甲 C クー 4 の 1</p>	<p>the association VERENIGING MILIEUDEFENSI E, 他 vsROYAL DUTCH SHELL PLC 2021年5月26 日 ハーグ地方裁 判所</p>	<p>シェルグループに、そのサプライチェーン全体（スコープ1～3）で、2030年までにCO2排出総量を2019年比で45%削減するよう命じた判決。 1. 5℃目標の達成に向けて今後の10年間の削減及び非国家主体の役割が非常に重要とされていること、シェルのシェアが大きいこと、2030年までに2010年比45%削減、2050年脱炭素は世界で広くコンセンサスが得られていること、パリ協定の下で、締約国だけでなく、企業等非国家主体の役割の重要性についても広くコンセンサスがあり、全ての主体が2050年までにネットゼロを追及すべきとの合意があることをその理由にあげている。</p>

以上